

後期高齢者医療保険料の 納め忘れはありませんか？

後期高齢者医療制度が始まって、1年が経過しました。平成20年度の保険料に未納があると、8月以降使っていただく被保険者証に関して、次のような措置がとられます。

- ①有効期限が3カ月の短期被保険者証が交付されますので、更新の手続きが必要となります。
- ②未納が1年を経過すると、被保険者証ではなく、資格証明書が交付されます。資格証明書は、医療費をいったん全額（10割）自己負担しなければなりません。
- ※特別な事情がある方で納付が困難な場合は、保険課へご相談ください。
- ◆安心して医療が受けられるよう、保険料は納期内に納めましょう！
- ◆納付書を紛失された方や、納付状況の確認は保険課までお問い合わせください。

問い合わせ先 役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 121 ~ 123

20歳以上の学生の
みなさんへ!!

国民年金

「学生納付特例制度」をご利用ください

日本国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

学生で国民年金保険料が納められないときには、役場保険課国保年金係窓口へ申請してください。

対象となる方

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在学する学生等で、ご本人の前年所得（1月から3月までに申請される場合は前々年所得）が基準以下の方です。

※各種学校 → 学校教育法で規定されている修学年限が1年以上の課程

※所得の目安 → 118万円＋扶養親族等の数×38万円で計算した額以下である場合

申請に必要なもの

- ①学生証または平成21年4月1日以降に交付された在学証明書（写し可）
- ②認印

学生納付特例の承認期間

申請された年度の4月（または20歳誕生日）から翌年3月（毎年申請が必要です）

◆学生納付特例の申請の簡素化◆

学生納付特例を承認された方で、翌年度も同じ学校に在学予定の方には、3月下旬に社会保険庁から『ハガキ形式の申請書』を送付します。役場保険課窓口での更新手続きは必要ありません。

追納制度

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

ただし、学生納付特例の承認を受けた時から2年度を過ぎて納付する場合は、当時の保険料額に加算額がつきます。

問い合わせ先 熊本東社会保険事務所 ☎ 367-8144
役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 122・123